

商業振興事業費補助金に係るコンプライアンス研修

## 補助金事務における主な法令遵守事項について

商業振興事業費補助金を適正に行うため、主な遵守事項を以下のとおりまとめましたので、ご確認ください。

### ○補助事業の通則

商業振興事業費補助金は、商業活性化事業を実施する商店街等の団体が行う事業に対し予算の範囲内での交付であり、補助金交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）のほか、商業振興事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に従って補助事業を実施することとなります。

#### 【要綱】

##### 第1条

商業振興事業費補助金(以下「補助金」という。)は、商業活性化事業を実施する商店街等の団体及びその団体を支援する団体が行う商業振興事業に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### ○補助金事業の実施全般

補助事業者は、補助金等の交付決定の内容、これに付した条件等に従い、善良な注意をもって補助事業を行ってください。

#### 【県規則】

第九条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

### ○関係書類の整備

補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類や帳簿を常に整備してください。

書類や帳簿等は、**補助事業完了後5年間保管**してください。毎年の完了検査の際、過年度の書類の保管状況を見させていただきます。

#### 【規則】

第十条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、補助事業等完了後、五年間保存しておかなければならない。

#### 【要綱】

第11条 補助事業者は、補助金に係る経理について、他の事業と区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにするものとする。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

## ○理事の自己契約

補助事業を実施するため、貴団体の構成員と取引する場合には、**理事会において予め承認**を得てください。

### 【商店街振興組合法】

第五十条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。
  - 二 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2～3（略）

### 【中小企業等協同組合法】

第三十八条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。
  - 二 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2～3（略）

## ○交付決定の取消

補助金の交付決定をした後において、以下にいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取消することがあります。

- ・他の用途への使用（規則第16条）
- ・交付決定の内容違反（規則第16条）
- ・交付決定の条件違反（規則第16条）
- ・その他法令違反（規則第16条）
- ・偽りその他不正の手段により補助金交付を受けた場合（要綱第6条）
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等に該当（要綱第6条）
- ・実績報告書等の提出を怠ったとき（要綱第6条）

### 【規則】

第十六条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 3（略）

### 【要綱】（新設）

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、規則第16条第1項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第2条第4項に規定する補助金の交付対象者ではないことが判明したとき。
- (3) 第8条に規定する申請書の提出又は、第10条に規定する報告書の提出を怠ったとき。

## ○補助金等の返還

規則第 16 条で補助金交付決定の取消しを行った場合には、補助金の返還とともに加算金として、補助金交付日から返還日までの日数に応じて補助金返還額につき年 10.95%の加算金を納めることとなります。

また、補助金の返還が納付期限までにされなかった場合には、未納付額につき年 10.95%の遅延利息を別途納めることとなります。

### 【県規則】

第十七条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 (略)

第十八条 補助事業者等は、第十六条第一項の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2～3 (略)

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

5～6 (略)